

東京都知事 小池百合子 殿

UAゼンセン東京都支部  
支部長 渡辺 理

## 受動喫煙対策の強化に関する要請

現在、2020年開催の東京オリンピックを見据え、受動喫煙対策の強化に向けた健康増進法の改正が、厚生労働省の下で検討されている。

UAゼンセン総合サービス部門フードサービス部会は、外食産業の労働組合で構成しており、現場における受動喫煙の問題については予てより懸念を抱え、その対策を希求してきた。

そういった背景の中、UAゼンセンは2016年1月にフードサービス部会が中心となって策定した「フードサービス産業政策」を機関決定し、その中で受動喫煙防止についても提起を行っている。

具体的には、外食産業の現場を中心として「食事を提供する場における原則全面禁煙」を掲げ、喫煙ブースのような喫煙専用スペースの設置は容認するものの、サービス提供にあたる労働者の受動喫煙が懸念される「空間分煙」(店舗などの飲食スペースを空間的に分ける)についても反対の立場である。

広く国民全体の受動喫煙防止の必要性については、既に様々な科学的知見をもとに国立がん研究センターが、「受動喫煙による日本人の肺がんリスク約1.3倍 肺がんリスク評価『ほぼ確実』から『確実』へ」(2016年8月31日)との内容を発表しており、着実な対策が求められる状況にある。

労働者保護の観点からの職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法の改正(2014年6月25日公布)によって職場の「受動喫煙防止対策」が事業者の努力義務となったこともあり、厚生労働省の指針などを踏まえた対策が近年着実に進展してきている。

しかしながら、いわゆる企業のオフィス等、事務職を中心とした職場において受動喫煙対策が着実に広がる一方、顧客に相対しながらサービスの提供を行う外食産業などの現場においては、その取り組みが極めて遅れている状況にある。

これは、外食産業などがサービスの提供にあたって、顧客の利便性確保や喫煙客を取り込む観点を優先してきたという企業側の論理が背景にあり、一部で主張される「個店毎に喫煙・禁煙を選択していく」という考え方には「分煙」とは言えず、受動喫煙対策の実効性や公正競争の観点からも到底容認できるものではない。受動喫煙対策を行うのであれば、小規模の居酒屋などの飲食店の個人店主もその対策に包含されるべきであり、個店別に喫煙・分煙を選択できるということになれば、彼らを自らの罹患のリスクよりも顧客獲得を優先せざるを得ない状況に追い込むことも懸念される。

以上、2020東京オリンピックの開催都市である東京都におかれましては、労働者保護の観点を重視するとともに、都民全体の健康確保・増進についてもご配慮いただき、実効性ある受動喫煙対策強化に取り組まれますよう、要請いたします。

以上